



金沢市公報

第 2 6 7 4 号

平成22年(2010年)11月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
市長の職務代理について (総務課)	3
住民票の職権削除について (市民課)	3
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	3
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	3
金沢市における土地利用の適正化に関する条例の規定に基づく土地利用に関する協定の締結について (都市計画課)	4
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	7
開発行為に関する工事の完了について (")	7

選挙管理委員会告示

金沢市長選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の基準となる日等について (選挙管理委員会)	7
平成22年11月20日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について (")	7
金沢市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について (")	8
金沢市長選挙における投票所内、期日前投票所及び不在者投票所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について (")	8
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (中央消防署)	8
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	8
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	9

告 示

●金沢市告示第245号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 141台
- 原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成22年10月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成22年11月11日から平成23年2月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第246号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	46台	5台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	6台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	10台	
片町地区自転車等放置禁止区域	2台	1台
豎町地区自転車等放置禁止区域	6台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	4台	
増泉5丁目地内	1台	
新保本1丁目地内	1台	
粟崎町地内	2台	
西念4丁目地内	3台	
北塚町地内	2台	
菊川1丁目地内	9台	
戸水1丁目地内	1台	
広坂2丁目地内	2台	
増泉2丁目地内	1台	
入江3丁目地内	2台	

馬替2丁目地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	2台
片町1丁目地内	自 転 車	2台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
大工町地内	自 転 車	1台
広岡2丁目地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	2台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成22年10月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
平成22年11月11日から平成23年5月10日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第247号

平成22年11月21日から同月27日までの間、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、市長の職務を副市長 須野原 雄が代理します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第248号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成22年10月29日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市芳齊2丁目5番42号	山 野 沙智子	女	昭和9年8月21日
金沢市長田1丁目7番10号	田 中 セツ子	女	昭和7年8月23日
金沢市米泉町8丁目3番地	根 崎 敬 一	男	昭和7年1月16日
金沢市三口新町1丁目8番1号	岩 佐 一 男	男	昭和5年9月17日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成22年11月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
2	アムズ 株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	平成22年10月19日

金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第4条第1項の規定による土地利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年11月11日

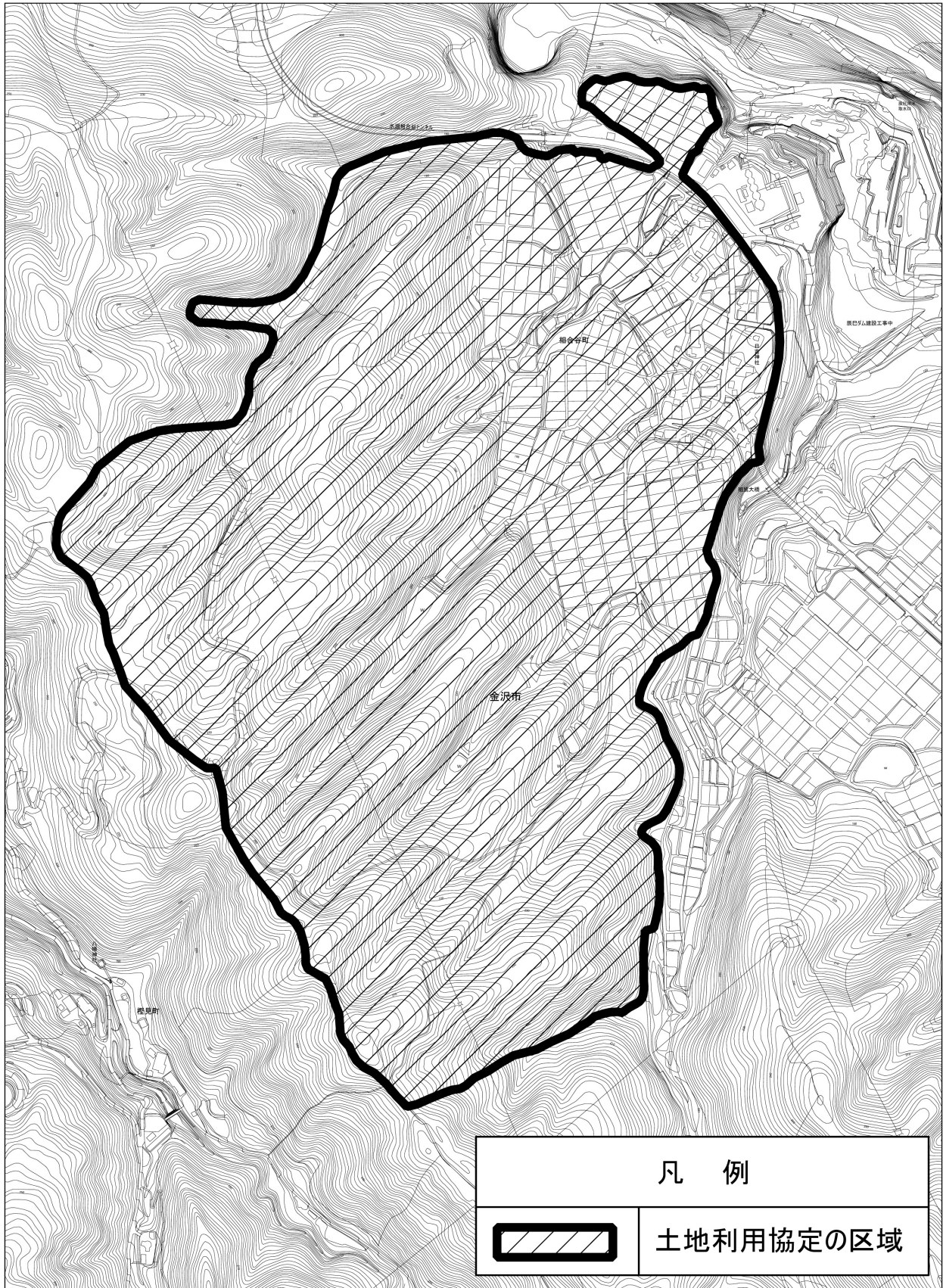
金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方
相合谷町地区住民等
- 2 協定を締結した年月日
平成22年11月5日
- 3 協定番号
8
- 4 協定の名称
相合谷町地区土地利用協定
- 5 協定地区の区域
別図（土地利用協定区域図）のとおり
- 6 土地利用に関する基準の内容

土地利用基準の名称	相合谷町地区 土地利用基準
土地利用基準の対象となる区域	金沢市相合谷町の一部
土地利用基準の対象となる区域の面積	約66.3ha
土地利用の目標	本地区は、水と緑豊かな美しい自然環境と田園風景を有する里山として、先人の努力により永年、継承されてきた地区である。近隣には、歴史文化遺産である辰巳用水東岩取入口があり、これらの景観を後世に伝えるために、居住地区や田園、山並みとの調和のとれた土地利用により、快適で潤いのあるまちづくりを実現することを目標とする。
土地利用の方針	土地利用の目標に向け、自然環境を保全し、周囲の景観に調和した土地利用を図るとともに、辰巳ダム周辺の景観形成についても、地域が一体となって推進するものとする。
その他土地利用の適正化を図るために必要な事項	土地利用の制限
	建築物等の用途の制限
	<p>(1) 森林所有者等が立木の伐採を行う場合は、森林法（昭和26年法律第249号）の規定によりあらかじめ金沢市に伐採届を提出しなければならない。また、皆伐を行おうとするときは、伐採届を提出する前に相合谷町ふるさと森づくり推進協議会と協議しなければならない。</p> <p>(2) 農地の周辺に、建築物の建築及び樹木（高木）等の植樹をする場合は、営農上の支障のないものとする。</p> <p>(3) 新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更しようとする者を含む。）は、事前に相合谷町まちづくり協議会と協議しなければならない。</p> <p>市街化調整区域内で建築することができるもののうち、次に掲げる用途以外の建築物の建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）をしてはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第2項の規定による第2種低層住居専用地域内で建築することができる建築物（神社、寺院、教会その他これらに類するものは、既存のものに限る。）</p> <p>(2) 農林業関連施設</p>

	<p>(3) 土地利用協定の締結時（以下「基準時」という。）に、既に存する建築物（以下「既存建築物」という。）ただし、用途を変更する場合は、前2号に掲げるものに限る。</p> <p>(4) その他地元住民の生活向上のために必要なもので、相合谷町まちづくり協議会が認める建築物</p>
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ ただし、既存宅地の場合は、165㎡以上とする。
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、水路若しくは農道の境界線までの距離の最低限度（以下「壁面後退部分」という。）は、次に掲げる数値とする。ただし、既存建築物及び軽微な設備機器については、この限りでない。</p> <p>(1) 道路境界線については、1.5mとする。</p> <p>(2) 隣地、水路又は農道の境界線については、1.0mとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3m以下の独立した車庫や物置等の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>
建築物等の高さの最高限度	<p>階数は、地階を除き3階以下で、かつ、高さは13m以下とする。</p> <p>ただし、基準時にこれを超えている建築物等を建て替えるときは、基準時の階数及び高さまで建築することができるものとする。</p>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 屋根の色彩は、黒、グレー、濃緑、濃紺等の落ち着いた色調とし、物置等の附属建築物は青も可とする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は、原色を避け、中低明度、低彩度色を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>(1) 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインとし、景観形成上支障のないもので、高さは6m以下、広告全体の面積は10㎡以下とする。</p> <p>(2) 建築物の屋上に設置してはならない。</p> <p>(3) 自家用広告以外の広告物等を設置してはならない。</p> <p>(4) 広告のための、発光式又は反射式の素材、点滅灯、回転灯、ネオン管、電光表示装置等を設置してはならない。</p> <p>(5) 建築物の無い土地（空地、農地等）に、広告物等を設置してはならない。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して、垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高さが1.5m以下の植栽、生け垣、板塀又は透過性のフェンス</p> <p>(2) コンクリートブロック、石積み等によるもので高さ0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと植栽、生け垣又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さ1.5m以下のものに限る。）</p>
その他	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第5号に規定する物品（アダルトビデオ・アダルト雑誌等）の販売機を設置してはならない。</p> <p>(2) 飲料水等の自動販売機を設置してはならない。ただし、建築物のある敷地に設ける場合はこの限りでない。</p>

相合谷町土地利用協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第218号	第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成22年10月22日	金沢市牧町79番の一部、80番2、81番2、82番2、83番2、87番の一部、90番の一部、91番の一部、92番、99番の一部及び150番の一部	100.0	10.0 ~ 10.3

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成22年11月11日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市諸江町下丁122番1及び122番3から122番7まで	金沢市諸江町中丁334番1 株式会社 アットホーム 代表取締役 表井奈流実	道路 金沢市諸江町下丁122番7
金沢市忠縄町245番1	金沢市小坂町東167番地 北村俊晃	
金沢市千木町イ2番1	金沢市福久町ホ13番1 有限会社 ラルゴ 代表取締役 齊藤晃宏	

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第88号

平成22年11月28日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

平成22年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 被登録資格決定基準日 平成22年11月20日
ただし、年齢については、選挙の期日をもって算定します。
- 2 登 録 日 平成22年11月20日
- 3 縦 覧 期 間 平成22年11月21日

●金沢市選挙管理委員会告示第89号

平成22年11月20日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成22年11月21日
午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第90号

平成22年11月28日執行予定の金沢市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

平成22年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成22年11月21日
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所まちづくり専門員室

●金沢市選挙管理委員会告示第91号

平成22年11月28日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

平成22年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成22年11月21日
午後6時から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所電子入札室

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成22年11月11日

金沢市消防長 山 田 弘

場所 金沢市庁舎南分室 ~ 広坂1丁目地内 ~ 金沢市役所

日時 平成22年11月18日（木） 午後2時から午後2時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第28号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年11月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 平成22年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 50,090円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 56,050円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 50,990円
- 2 原料価格変動額 12,700円
算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 50,990円（1トン当たり平均原料価格）= 12,700円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 12,700円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から10.42円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- 4 平成22年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	216円33銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	214円33銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	201円83銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	200円
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	195円

●金沢市公営企業告示第29号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年11月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成22年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 56,050円
- (2) 原料価格変動額 31,900円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 56,050円（1トン当たり平均原料価格）= 31,900円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 31,900円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.08円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成22年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円22銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円12銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成22年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 56,050円
- (2) 原料価格変動額 31,900円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 56,050円（1トン当たり平均原料価格）= 31,900円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 31,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.08円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円30銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円20銭

3 南森本供給地点群

(1) 平成22年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 56,050円

(2) 原料価格変動額 31,900円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 56,050円 (1トン当たり平均原料価格) = 31,900円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 31,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.08円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	335円7銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	325円97銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成22年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 56,050円

(2) 原料価格変動額 31,900円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 56,050円 (1トン当たり平均原料価格) = 31,900円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 31,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.08円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成22年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	378円68銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	369円58銭

正 誤

平成22年 8 月 2 日付け金沢市公報第2664号

頁	箇 所	誤	正
1	上から3行目	位置の	位置の指定の
	上から11行目	登録の更新	登録事項の変更

平成22年 9 月21日付け金沢市公報第2669号

頁	箇 所	誤	正
1	下から13行目	一 級 市 道	一 般 市 道

平成22年(2010年)11月11日 印刷
平成22年(2010年)11月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄